

(別紙)

「保存血液等の抜き取り検査実施要領」(昭和47年6月16日付け薬発第571号厚生省薬務局長通知別紙) 新旧対照表

改正	現行				
<p>I 実施趣旨 (略)</p> <p>II 実施方法</p> <p>1 (略)</p> <p>2 検査を行うべき品目及び検査機関 次に掲げる品目は、国立感染症研究所に検査を依頼するものとする。 <u>(削除)</u> 乾燥人血液凝固第IX因子複合体 乾燥濃縮人血液凝固第IX因子 ヒスタミン加人免疫グロブリン(乾燥)</p> <p>3 検査の手続等 (1) (略)</p> <table border="1" data-bbox="387 1139 1084 1233"><tr><td><u>(削除)</u></td><td><u>(削除)</u></td></tr></table>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<p>I 実施趣旨 (略)</p> <p>II 実施方法</p> <p>1 (略)</p> <p>2 検査を行うべき品目及び検査機関 次に掲げる品目は、国立感染症研究所に検査を依頼するものとする。 <u>乾燥人血液凝固第VIII因子</u> 乾燥人血液凝固第IX因子複合体 乾燥濃縮人血液凝固第IX因子 ヒスタミン加人免疫グロブリン(乾燥)</p> <p>3 検査の手続等 (1) (略)</p> <table border="1" data-bbox="1261 1139 1957 1233"><tr><td><u>乾燥人血液凝固第VIII因子</u></td><td><u>7本</u></td></tr></table>	<u>乾燥人血液凝固第VIII因子</u>	<u>7本</u>
<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>				
<u>乾燥人血液凝固第VIII因子</u>	<u>7本</u>				

乾燥人血液凝固第Ⅸ因子複合体	(略)
乾燥濃縮人血液凝固第Ⅸ因子	(略)
ヒスタミン加人免疫グロブリン (乾燥)	(略)

(2) (略)

4 試験法

検査機関は、検査の依頼があったときは、次に定める試験法により検査を行うものとする。

(削除)

(1) (略)

(2) (略)

(3) (略)

乾燥人血液凝固第Ⅸ因子複合体	(略)
乾燥濃縮人血液凝固第Ⅸ因子	(略)
ヒスタミン加人免疫グロブリン (乾燥)	(略)

(2) (略)

4 試験法

検査機関は、検査の依頼があったときは、次に定める試験法により検査を行うものとする。

(1) 乾燥人血液凝固第Ⅷ因子

生物学的製剤基準の乾燥人血液凝固第Ⅷ因子の条の3.2に規定する試験法に準じて試験を行う。

(2) (略)

(3) (略)

(4) (略)